

令和2年度第3四半期（10～12月期）の通常補てん積立金の件

このことについて、業務方法書第13条の2の第2項に基づき、次のとおり納入を免除する。

1. 内容

令和2年度第3四半期（10～12月期）に係る通常補てん積立金について、納入を免除する。

<負担区分別単価>		免除前	免除後
加入生産者	トン当たり	400円	0円
加入2号会員等	〃	200円	0円
契約会員（基本部分）	〃	200円	0円
契約会員（積増部分）	〃	400円	0円
計	〃	1,200円	0円

2. 理由

現時点の通常補てん準備財産の残高及び、配合飼料原料の需給動向等を勘案すると、今基本契約期間の最終年度末（令和2年度末）における通常補てん準備財産が、今基本契約期間中に納付されるべき積立金の合計額の1/4相当額を超えることが見込まれることから、令和2年度第3四半期に係る積立金について納入を免除することが妥当と判断されるため。